

広島市条例第52号

令和7年12月25日

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭
和31年広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の40」を「100分の45」に改める。

第2条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一
部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の45」を「100分の40」に、「10
0分の210」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月
1日から施行する。